

第 25 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和元年 8 月 21 日（水）午前 9 時 30 分から 10 時 10 分
2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

3. 出席委員

会長	5 番	石堂	かよ子			
会長職務代理者	9 番	西田	三郎			
農業委員	1 番	古市	道則	2 番	中里	安男
	3 番	池亀	昭次	4 番	牛野	進一郎
	7 番	河野	律雄	8 番	寺田	誠
	10 番	西田	暁	11 番	高田	照美

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	小山	幸良	ロ.	片板	大作
ハ.	柳田	和則	ニ.	中峯	哲義
ホ.	高田	正一	ヘ.	小脇	浩一

4. 欠席委員

農業委員

6 番 小山 重和

農地利用最適化推進委員（順不同）

ト. 中島 一三 チ. 雨田 俊孝

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による令和元年度第 25 号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しないことの判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	古市	義朗
農地振興係長	戸川	修一郎
農地振興係主任	日高	隆一郎

7. 会議の概要

- 事務局 開会の前に、本日欠席の届が会長に出ておりますので報告いたします。
(農業委員のうち) 議席番号 6 番、小山 重和 委員、(農地利用最適化推進委員のうち) 中畠 一三 推進委員、雨田 俊孝 推進委員 でございます。
- 事務局 それでは、本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第 6 条により成立していることを報告いたします。
- 議長 ただいまから、第 25 回農業委員会定例総会を開会いたします。
- 議長 日程第 1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。
(「はい。」の声あり。)
- 議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 10 番、西田 暁 委員。11 番、高田 照美 委員 を指名します。
- 議長 日程第 2、(議案協議) 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による令和元年度第 25 号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題にします。
なお、議案第 1 号(農地中間管理権案件) 整理番号 2 番において、牛野 進一郎 委員が農業委員会法第 31 条第 1 項、議事参与の制限に該当することになりますので、退席をお願いいたします。
(牛野 進一郎 委員、退場)
- 議長 それでは、事務局より先に議案第 1 号(農地中間管理権案件) 整理番号 2 番の説明をお願いいたします。戸川係長。
- 事務局 議案第 1 号は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認について、令和元年 8 月 30 日を公告日とする農用地利用集積計画(賃借権 1 件・農地中間管理権 17 件)を定めたいので、承認を求めるものです。
資料は 7 ページをご覧ください。農地中間管理権の総括表です。
公告日は令和元年 8 月 30 日です。
今回は存続期間が 5 年・10 年・20 年の 3 つの期間です。それぞれ終期が令和 6 年、令和 11 年、令和 21 年の 9 月 30 日です。
8 ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。
整理番号 2 番。利用権の設定を受ける者が、公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 です。利用権の設定をする者は、南種子町〇〇××番地 A です。
土地の所在は、〇〇字△△××番、〇〇字△△××番及び××番、地目は畑で、面積合計は ●●㎡。権利の種類は 賃借権で 10 年間存続です。再配分予定者は B です。図面は 16 ページをお開きいただき、内容についてはお目通しください。

農地中間管理権の設定を受ける者は、経営規模拡大、農用地の集団化等、もって農業の生産性の向上に資すると認められ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑はありませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議長 異議がないようですので、議案第1号（農地中間管理権案件）整理番号2番については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第1号（農地中間管理権案件）整理番号2番については原案のとおり決定いたしました。

牛野 進一郎 委員の入室を求めます。
（牛野 進一郎 委員、入場）

議長 次に、議案第1号（農地中間管理権案件）整理番号7番を議題にいたします。

なお、議案第1号（農地中間管理権案件）整理番号7番において、私、石堂が農業委員会法第31条第1項、議事参与の制限に該当することになりますので、退席をいたします。議事の進行を西田 三郎 会長職務代理にお願いいたします。

（石堂 かよ子 会長、退場）
（西田 三郎 会長職務代理、登壇）

議長代理 はい。それでは、議事を進行いたします。

議案第1号（農地中間管理権案件）整理番号7番の説明をお願いいたします。戸川係長。

事務局 それでは説明を続けます。

資料は7ページをご覧ください。農地中間管理権の総括表です。

公告日は令和元年8月30日です。期間の始期を令和元年10月1日から、終期を令和21年9月30日までとする存続期間20年の利用権設定です。

資料10ページをお開きください。整理番号7番について説明いたします。

整理番号7番。利用権の設定をする者と再配分予定者が同一となっています。これは利用権の設定期間中にCからD・69歳（経営面積●●㎡）に売買による所有権移転があったためです。利用権の設定を受ける者が、公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 です。

土地の所在は、〇〇字△△××番、〇〇字△△××番及び××番、地目は田で、面積合計は●●㎡。利用内容については、水稻、存続期間は20年です。権利の種類は賃借権ですが、賃借料については、自らが所有する土

地のため料金相殺となっております。

図面は 21 ページ・22 ページに添付しています。

農地中間管理権の設定を受ける者は、経営規模拡大、農用地の集団化、利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資すると認められ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長代理 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長代理 質疑はありませんか。

(「はい。」の声あり)

議長代理 はい、河野委員。

7 番委員

ただいま、係長から丁寧な説明をいただきました。教えて欲しいのですが、「料金相殺」とはどういう意味でしょうか。

議長代理 はい、事務局。

事務局

「料金相殺」というのは、所有者並びに再配分予定者が同じ人ということで、料金が発生しないことから「料金相殺」という使い方をしました。

7 番委員

分かりました。

議長代理

河野委員、よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長代理

異議がないようですので、議案第 1 号（農地中間管理権案件）整理番号 7 番については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第 1 号（農地中間管理権案件）整理番号 7 番については原案のとおり決定いたしました。

石堂 かよ子 会長の入室を求めます。

(石堂 かよ子 会長、入場)

議長代理

続いて、議事の進行を 石堂 かよ子 会長 に交代いたします。

(西田 三郎 会長職務代理、降壇)

(石堂 かよ子 会長、登壇)

議長

はい。それでは、議事を進行いたします。議案第 1 号（賃借権 1 件・農地中間管理権 15 件）残りの案件を議題にいたします。

議案第 1 号（賃借権 1 件・農地中間管理権 15 件）残りの案件の説明をお願いいたします。戸川係長。

事務局

それでは議案第 1 号 残りの案件の説明を続けます。

資料は 3 ページをご覧ください。賃借権 1 件について説明いたします。利用権の設定の総括表です。

公告日は令和元年 8 月 30 日です。

期間の始期を令和元年 9 月 1 日、終期が令和 6 年 8 月 31 日の 5 年間存続で、地目は 畑、面積は ●●m² の 1 件です。

4 ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

利用権の設定をする者は、南種子町〇〇××番地 E・88 歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 F・49 歳。

土地の所在は、〇〇字△△××番、地目は 畑、面積は ●●m²。利用内容は たばこで、賃借料は 10 アール当り 1 万 5 千円の口座振り込みで、存続期間は 5 年の再設定です。

個別の資料については 5 ページに添付してありますのでお目通しください。

利用権の設定を受ける者は、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

次に、議案第 1 号 農地中間管理権 17 件の内、残りの 15 件について説明いたします。

資料は 7 ページをご覧ください。農地中間管理権の総括表です。

公告年月日は令和元年 8 月 30 日です。

今回は存続期間が 5 年・10 年・20 年の 3 つの期間です。期間の始期は令和元年 10 月 1 日から、それぞれ終期が令和 6 年、令和 11 年、令和 21 年の 9 月 30 日です。

8 ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

整理番号 1 番。利用権の設定を受ける者が 公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 で、利用権の設定をする者が、南種子町〇〇××番地 G・81 歳 です。

土地の所在が、〇〇字△△に 2 筆、△△に 7 筆の計 9 筆あり、地目はいずれも 田です。利用内容は水稻で、賃借料は 10 アール当り 1 万円の口座振り込みで、存続期間は 10 年の新規設定です。再配分予定者は H です。

整理番号 3 番。利用権の設定をする者が I、再配分予定者は J。存続期間は 10 年で、田が 4 筆の使用貸借です。次に 9 ページをご覧ください。

整理番号 4 番。利用権の設定をする者が K、福岡在住の 65 歳、再配分予定者は J で、支払いは、粳〇〇キロの現物渡しです。

整理番号 5 番・6 番は 利用権の設定をする者がそれぞれ L、M、再配分予定者は N。存続期間はどちらとも 5 年です。次に 10 ページをお開きください。

整理番号 8 番の利用権の設定をする者が O、整理番号 9 番の利用権の設定をする者が P、以降 11 ページの整理番号 10 番・11 番・12 番から 12 ページの整理番号 13 番まで、権利の種類は 賃借権で、再配分予定者はそれぞれ、Q・R・S・T となっております。

整理番号 14 番。利用権の設定をする者が U・84 歳。

土地の所在は、〇〇字△△××番、地目は 畑で、面積は ●●m²。再配分予定者は T です。

整理番号 15 番。利用権の設定をする者が V、再配分予定者は W です。詳細はお目通しください。

続いて整理番号 16 番。利用権の設定をする者は V、再配分予定者は J。地目は 田で、面積は ●●㎡。賃借料は ○○円 です。

次に整理番号 17 番。利用権の設定をする者と再配分予定者は どちらも同じく X で、先に承認を得た 資料 10 ページの整理番号 7 番と同様、料金相殺となっています。土地については、田の 3 筆で、面積合計は ●●㎡。存続期間は 20 年です。

なお、図面は 14 ページから 15 ページと 17 ページから 20 ページ。23 ページから 40 ページに添付していますのでお目通しください。

先に承認を頂いた整理番号 2 番及び 7 番を除き、15 件の利用権の設定を受ける者は、経営規模拡大、農用地の集団化、利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資すると認められ農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上、議案第 1 号（賃借権 1 件、農地中間管理権 17 件の内、残りの 15 件）残りの案件について承認を求めるものであります。よろしく願いいたします。説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 1 号（賃借権 1 件、農地中間管理権 17 件の内、残りの 15 件）残りの案件については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第 1 号（賃借権 1 件、農地中間管理権 17 件の内、残りの 15 件）残りの案件については原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請（委員会許可）について、譲渡人・Y、譲受人・Z を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第 2 号の説明をお願いいたします、日高主任。41 ページをお開きください。

議案第 2 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が 1 件 です。資料を読み上げます。

整理番号 1 番。譲渡人が、南種子町○○××番地 Y。

譲受人が、南種子町○○××番地 Z です。

土地の所在が、○○字△△××番。地目は 畑、地積は ●●㎡。

ほかに○○字△△に 2 筆 の合計で 3 筆、地積合計は ●●㎡ です。

所有権移転で、贈与及び名義整理によるものです。

この件につきましては、42 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条

第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
参考資料は43ページから添付しています。

この件につきましては、8月8日の現地調査により耕作等について確認しております。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番、河野委員。

7番委員 補足説明をいたします。事務局の方から詳しい説明がありましたが、譲渡人と譲受人の双方から話を聞きました。両人は親子関係であります。内容は許可申請書のとおり、お父さんが84歳ということで高齢であり、この際に登記関係の整理をしたいということで、息子さんのほうに名義変更をする内容の確認を双方から得ています。

私の判断では問題はないものと思いますので、皆さんの判断を仰ぎたいと思います。以上です。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第2号については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第3号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について、対象地・〇〇字△△××番 外13筆 を議題にします。

事務局 それでは事務局より、議案第3号の説明をお願いいたします。日高主任。
49ページをお開きください。

議案第3号は、「農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について」です。

次の土地は現地調査の結果、農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しない旨の決定をしたいので議決を求めるものです。

整理番号1番。台帳所有者が、鹿児島県鹿児島市〇〇××番 a。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番、地目は畑、地積は●●㎡。
外13件・13筆の合計で14筆、地積合計が●●㎡になります。

この14筆につきましては、利用状況調査の結果から再生困難な農地と判断し、既に山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地であります。

この件につきましては、8月8日の現地調査において、会長、農地部長、月担当委員及び職員で現地確認をしております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
議長 質疑はありますか。
(「はい。」の声あり)

議長 9番委員 はい、西田 三郎 委員。
私は現地を見ていないので教えて欲しいのですが、55 ページの航空写真を見る限りでは、いずれも現在耕作している農地に隣接しているという感じがいたします。おそらく以前は優良な農地だったのではないかという感じなのですが、このように虫食いの的に非農地化していくというのは、あまり良いことではないと思います。そこら辺りの原因等が分かれば教えて欲しいということです。
(「はい。」の声あり)

議長 農地部長 はい、高田 照美 農地部長。
担当地区は私の地区ですので、一応今の質問について報告をしたいと思っております。今、55 ページの土地について、西田委員から虫食いのという意見がありました。この地区につきましては、数年前に構造改善をした土地です。この図の3番・4番・5番・6番につきましては、構造改善をする段階で、すり鉢になっている土地で、面積的には少なく丁度バス停の土地が残っております。ここが現在川沿いでありまして、ちんちく竹に覆われている様子です。

1番につきましては、もう長いこと耕作しないで竹山の様相になっている土地です。2番につきましては、ほとんど茅に覆われています。7番につきましては、雑木林になっている状況でございます。以上です。

議長 9番委員 西田委員、よろしいでしょうか。
議長 9番委員 はい、分かりました。
議長 ほかにも、質疑はございませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第3号については原案のとおり決定いたしました。

議長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。